

## 手術棟運営委員会要綱

### 【設置】

第1条 手術棟の効率的運用を図るため、手術棟運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

### 【所掌事務】

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

2. 手術棟の運用および改善に関する事。
3. その他の委員会の目的達成に必要な事項を協議する。

### 【委員長および副委員長】

第3条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2. 委員長は、病院長が指名する。
3. 副委員長は、委員長が指名する。
4. 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
5. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときに、その職務を代理する。

### 【組織】

第4条 委員会は、次に挙げる者で組織する。

2. 委員長が指名する医師
3. 委員長が指名する看護師
4. 委員長が指名する事務職員
5. 委員長が必要と認める関係者

### 【会議】

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2. 委員会は、月1回、開催する。委員長が必要と認めた場合はこの限りではない。
3. 委員長は、委員会の議長となる。
4. 委員会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
5. 議事は出席委員の過半数をもって決し、賛否同数の時は、委員長の決するところによる。
6. 委員会は必要があると認めるときは、委員会の会議に関係職員の出席を求めて、意見もしくは説明を聴き、またはこれらのものに対し資料の提出を求めることができる。

### 【庶務】

第6条 委員会の庶務は医事課において行う。

**【補則】**

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

**附則**

1. この要綱は、平成4年5月1日から試行する。
2. 平成15年4月28日運営会議開催時に委員変更する。
3. 平成19年7月1日 改訂
4. 平成23年5月1日 改訂